

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第5号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、さいたま市桜区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和8年1月19日

さいたま桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

1 登録の移替えを延期する期間

令和8年1月19日から選挙期日まで

2 登録の移替えの延期を行わない者

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をし、1の期間内において未だに同法第30条の6第2項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転がなされていない者